

I. 反対尋問

1. 相当因果関係説(β説)を否定する理由は何か。
2. 『V. 学説の検討』の相当因果関係説(β説)において、『結果発生相当性』と『結果帰属判断相当性』とあるが具体的に何か。
3. 検察側が危険の現実化(γ-1説)を採用する根拠は何か。
4. 『V. 学説の検討』の危険の現実化説(γ説)において『② 行為の危険性が結果へと現実化したか』とあるが、「行為の危険性」の基準とは何か。

II. 学説の検討

1. (1) 検察側の採用する危険の現実化(γ-1説)は、行為の危険性を、行為時に存在した事を基礎に客観的に判断し、行為の危険性が結果へと現実化したかを基準として因果関係を判断する見解である。
(2) 思うに刑法上の因果関係は、一つの構成要件要素として構成要件該当性判断の対象になるものであるから、事実的な条件関係が認められるだけでなく、さらに刑法の規範的見地からこれに限定が加えられなければならない。そうだとすれば、検察側の採用する危険の現実化説は、客観的事実に基づいた判断は可能であるが、行為の危険性に関する判断基準が不明解であるため、因果関係の存否が恣意的に判断される恐れがある。さらに可罰範囲が広範になる可能性があり、刑法の因果関係の判断からして妥当しない。
2. (1)ア. そこで弁護側は相当因果関係説(β説)を採用する。
そもそも構成要件とは、当罰的行為を社会通念に基づいて類型化したものであるから、条件関係が認められる結果のうち、行為者に帰責せしめるものが社会通念上相当と認められる結果だけを選び出し、責任を問うのが妥当である。そのため、社会通念上相当と言えるためには、一般人の経験則に基づいて判断すべきである。
イ. そして具体的基準としては、行為の当時に行為者が認識していた特別の事情および一般人が認識しえた一般的事情を基礎として因果関係を判断する折衷説²(β-3説)を採用する。
ウ. なぜなら、因果関係は行為者にとって偶然的なものを帰責の範囲から除外するために必要なものであり、また、構成要件は責任類型として責任非難の前提となる

¹ 秋野弘武『刑法総論講義案〔三訂補訂版〕』(司法教会 2011年)88頁。

² 大谷實『刑法講義総論〔新版第3版〕』(成文堂 2011年)218頁。

ものであるから、行為当時に行為者が認識した特別な事情をも判断の基礎とする³のが妥当と考えるからである。

(3) なお、折衷説には、行為者の認識を考慮することは客観的な因果関係の問題と主観的な責任問題を混同しているという批判がある。しかし、相当因果関係説の趣旨が、適正な処罰を図るため行為者に支配不可能な異常な経過をたどって結果が発生した場合の帰責を否定する点⁴にあるとすれば、行為者の認識によって基礎事情が左右されることは当然である。

Ⅲ. 本問の検討

第1. Bに対する罪責

1. X の、B を羽交い絞めにして手拳で顔面・腹部を殴打して頭部や腹部を踏みつけるといった行為に対して、外傷を負わせるに至っていないことから、暴行罪(208 条)が成立しうる。

2(1) もっとも、B は死亡しているのだから、X が B 死亡の結果まで責任を負うべきか否か。B 死亡の原因が、B の持病たる高度の心臓疾患による心臓麻痺であるため、行為時において被害者の特殊事情が存在する場合の因果関係の肯否が問題となる。

(2) ここで前述の通り、弁護側は折衷説(β-3)を採用する。かかる説によると、因果関係が肯定されるためには、条件関係を前提として、行為の当時に行為者が認識していた特別の事情および一般人が認識しえた一般的事情を基礎として当該行為から当該結果が発生したことが一般人の経験則に照らして、社会通念上相当であるといえる必要がある。

(3)ア. 本問において、X の暴行行為がなければ B は心臓麻痺を起こし死亡することはないといえるため、条件関係は認められる。

イ. では、B の高度の心臓疾患は基礎事情に含まれるか。B が心臓に高度の疾患を抱えているか否かは、外見上判断することはできない上に、B の高度の心臓疾患は周知の事実であったとは言い難いため、一般人が認識し得るものではない。さらに、X と B は事件当時の路上にて初対面であることから、X が B の高度な心臓疾患を認識していたとはいえない。

したがって、B の高度の心臓疾患については基礎事情には含まれない。

ウ. 最後に、X の暴行行為から B 死亡の結果が発生したことが社会通念上相当といえるか。確かに、X は深夜の公園という人通りの少ない場所において 2 時間の暴行を加えている。さらにその暴行は人体の枢要部たる頭部や腹部、顔面に対する殴打、踏みつけるものであり、B の生命・身体への侵害の危険性が非常に高いとも思われる。しかし、X は 2 時間に及んで当該暴行を加えたにも関わらず、B に何ら外傷を負わせていないことから、X の暴

³ 大谷・前掲 219 頁。

⁴ 秋野・前掲 89 頁。

行にはさほど危険性はなかったと考えられる。そして、当該暴行の態様から、Bが内臓破裂あるいは脳震盪といった一般的な暴行から想定される症状ではなく、心臓麻痺を引き起こすことは一般人の経験則上考えにくい。

したがってXの当該暴行行為により、Bが心臓麻痺によって死亡するという結果が発生することは社会通念上相当ではない。

(4) 以上よりXの当該暴行行為とB死亡という結果との因果関係は認められない。

3. よって、Xは暴行罪(208条)の罪責を負うにとどまる。

第2.Aに対する罪責

1. XのAに対しての、羽交い絞めにして手拳で顔面・腹部を殴打して頭部や腹部を踏みつけるといった行為や、Xのマンション内でAの腕にタバコの火を押し付けてドライバーで顔をこすり、殴る蹴るの暴行を加えた結果、顔面挫傷・肋骨骨折などの傷害をあたえた行為について、傷害罪(204条)が成立しうる。

2(1) もっとも、AはXの暴行行為の後に死亡しているが、Xは致死の結果まで責任を負うか。Xの暴行行為とA死亡との間には、Aによる高速道路への侵入及び高速道路内での車線への飛び出しという行為が介在しているため、行為後の被害者による介在事情がある際の因果関係の肯否が問題となる。

(2) ここで、前述の通り折衷説に基づいて検討する。

ア. まず、Xの暴行行為がなければ、Aは高速道路に逃げ込んでトラックや乗用車に轢過され死亡することはなかったと言えるため、条件関係は認められる。

イ.(ア) では、Aによる高速道路への侵入行為は基礎事情に含まれるか。

(イ) 確かに、公園での長時間にわたる暴行の後に、マンション室内という閉鎖的な環境で、執拗に暴行を受けた者が、肉体的・精神的に追い詰められ、命の危険を感じて手段を選ばずに逃走する可能性は非常に高い。本問のAについて、Xのマンションから逃げる際、靴下履きのままで階段を何度も踏み外しており、Aが命の危険を感じて必死でXから逃れようという切迫した心理状態がうかがえる。

(ウ) しかしながら、逃走を続けて10分経ったならば、ある程度の平静を取り戻すことができるのが通常である。また、逃げ道は人通りが少なく、後ろから追われていないことも気付けたはずである。その上で、足場の悪い草木の茂る急斜面を登り、高さ2,3メートルという平均的な日本人にとっては手を伸ばしてやっと届くほど高いフェンスを越えて、高速道路に侵入しようとすることは通常予測しえない。仮に侵入したとしても、高速道路は一般道と違い見通しがよく、車が高速度で近付いていることは容易に確認することができる。しかし、Aは路側帯から車道に飛び出し、高さ1,5メートルの中央分離帯を越えて、当該事故に遭遇した。このような点を鑑みてもAの行動は明らかに常軌を逸した行為である。

(エ) したがって、Aの高速道路への侵入及び当該高速道路で轢過されたという事情

は、経験則上一般人には認識できず、行為者たる X も特に認識することはできないものであるといえるため、基礎事情には含まれない。

ウ. 以上のことからすると、X のタバコを腕に押し付け、ドライバーで顔をこすり、更に殴る蹴るという暴行行為により、A がトラックに衝突し、後続車に轢過されて死亡するという結果が生じることは社会通念上相当とはいえない。

(3) したがって、X の当該暴行行為と A 死亡との間に因果関係は認められず、X は A 死亡の結果について責任を負わない。

3. よって、X は傷害罪(204 条)の罪責を負う。

第 3. 以上より、X は A に対する行為について暴行罪(208 条)と B に対する行為について傷害罪(204 条)の罪責を負い、両者は併合罪(45 条前段)の関係に立つ。

IV. 結論

X の B に対する行為に暴行罪 (208 条)と A に対する行為に傷害罪 (204 条)が成立し、両者は併合罪 (45 条前段)となり、X はかかる罪責を負う。

以上